

IWC 科学委員会による主な指摘事項と我が国の対応

主な指摘事項	我が国の対応
<p>1 調査手法の合理性と鯨類の保存・管理への貢献【NZ 決議(a) (b)関連】</p> <p>(内容) <u>致死性調査実施による生物学的パラメータの精度向上により、鯨類の保存・管理にどの程度の改善をもたらすのかの評価には追加的な作業が必要。</u></p>	<p>○<u>致死性調査の必要性を説明するため、期待される調査成果の定量的なシミュレーションを実施。</u></p> <p>・RMP/IST (※) 等のパフォーマンスがどの程度改善されるかについての評価</p>
<p>2 非致死性調査による調査目的の達成可能性【NZ 決議(c)】</p> <p>(内容) <u>非致死性調査による調査目的の達成可能性は、パネルが勧告した調査が実施・分析されるまで判断できない。</u></p>	<p>○調査の初年度から、<u>バイオプシー・サンプリング等、非致死性調査の実行可能性の検証に取り組む。</u></p> <p>・我が方としては、<u>非致死性調査の実行可能性が確認されるまでは致死性調査の実施は合理的との立場。ただし、初年度から、非致死性調査の検証を実施。</u></p>
<p>3 致死性調査サンプル数の合理性【NZ 決議(d)】</p> <p>(内容) <u>新計画案のサンプル数は科学的に有意な調査結果を得るには小さすぎる可能性がある。</u></p>	<p>○<u>サンプル数の妥当性を示すための更なる統計学的なシミュレーションを実施、サンプル数の検討結果を示す。</u></p>
<p>4 ICJ 判決を考慮して、調査に関するものと科学委員会が考えるその他事項【NZ 決議(e)】</p> <p>(内容) <u>生態系モデルの開発、餌生物調査及び非致死性手法の評価について更なる協力を勧告。</u></p>	<p>○生態系モデルの開発及び餌生物調査について、南極生物資源保存委員会 (CCAMLR) 及びその関連科学者との連携を図るとともにバイオプシー・サンプリング、衛星標識等の非致死性調査手法に知識と経験を有する国内外の研究者グループとの連携・協力関係を構築。</p> <p>例えば、<u>本年の CCAMLR 科学委員会関連会合に出席し、餌生物調査に関する計画概要を説明。</u></p>

(※) RMP (改訂管理方式) は、安全な商業捕鯨捕獲枠を算出する仕組みであり、ISTとは、シミュレーションを用いたRMPの適用試験 (様々な条件下での試行試験) 。

(注) 特に、1及び3を通じて、致死性調査・サンプル数の妥当性に関する客観的根拠を立証することとする。